

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501066 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600257 号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月10日の標準賞与額を22万9,000円、平成20年8月10日の標準賞与額を21万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月10日及び平成20年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月10日及び平成20年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月10日

② 平成20年8月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②の賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は22万9,000円、請求期間②は21万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、平成18年12月10日及び平成20年8月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501090 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600258 号

第1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 8 月 10 日の標準賞与額を 23 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 8 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 8 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 8 月 10 日

B 厚生年金基金からの連絡により、A 社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された A 社に係る賞与明細書並びに B 厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成 20 年 8 月 10 日に同社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額 23 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、平成 20 年 8 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501786 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600259 号

第1 結論

請求者のA社における平成20年8月10日の標準賞与額を1万8,000円に訂正することが必要である。

平成20年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年8月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録が漏れていますことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成20年8月10日に同社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額1万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、平成20年8月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600073 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600260 号

第1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 8 月 10 日の標準賞与額を 19 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 8 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 8 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 20 年 8 月 10 日

B 厚生年金基金からの連絡により、A 社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録が漏れていますことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された A 社に係る賞与明細書並びに B 厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成 20 年 8 月 10 日に同社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額 19 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の現在の所在は不明であり、請求期間当時取締役だった者は、平成 20 年 8 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600617 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600261 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月29日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成17年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月29日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

一方、A社の親会社であるB社から提出された資料及び同社が社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、同社は請求者に対し、請求期間に特別賞与として1万円を支給していたことが確認できる。

このことについて、B社は、A社に係る給与等の計算及び支給等に関する事務については、同社に給与計算ソフトが導入される平成18年12月までの期間はB社が行っており、平成17年7月29日の特別賞与についても同社で給与等の計算及び支給等に関する事務を行い、支給後に支給額をA社に請求していた旨回答している。

また、請求期間当時のA社の経理担当者も、請求期間当時はB社がA社の給与等の計算及び支給等に関する事務を行い、支給後に支給した合計額をB社に支払っていたので、平成17年7月の特別賞与についても合計額をB社に支払った旨回答している。

さらに、オンライン記録により、請求者同様、平成17年7月16日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にA社において同被保険者資格を取得していることが確認できる

同僚のうち二人から提出された預金通帳によると、平成 17 年 7 月 29 日に B 社からの振り込みが確認でき、当該振込額及び同社が社会保険事務所に提出した上記賞与支払届により、特別賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、平成 17 年 7 月 29 日に A 社から 1 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 1 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 7 月 29 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600695 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600262 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「2003年 賞与2 明細書」及び取引金融機関の通帳並びにA社の事業主の回答により、請求者は、平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額17万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600671 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600264 号

第1 結論

請求者の A 事業所における平成 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 4 月の標準報酬月額については、22 万円から 24 万円とする。

平成 24 年 4 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録する必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 4 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 60 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 事業所に勤務した請求期間に係る標準報酬月額は、国の記録において、22 万円から 24 万円に訂正されているが、当該記録は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 事業所から提出された請求者の「給料等支給明細書」及び担当者の陳述により、請求者は、請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22 万円）を超える報酬月額（23 万 9,485 円）の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料（2 万 2,976 円）を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の「給料等支給明細書」

により確認できる報酬月額から、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の報酬月額を誤って記載した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出し、その後、当該資格取得届に係る訂正届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年5月25日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600704 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600266 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 63 年 4 月 1 日、喪失年月日を同年 8 月 21 日に訂正し、同年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

昭和 63 年 4 月 1 日から同年 8 月 21 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 63 年 4 月 1 日から同年 8 月 21 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 8 月 21 日まで

A 社に勤務した期間のうち、本採用となった請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。厚生年金保険料が控除されている給料明細を提出するので、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

また、請求期間当時の A 社の事業主は、請求者の厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 63 年 4 月 1 日、資格喪失年月日は同年 8 月 21 日であると考えられる旨回答している。

さらに、請求者は昭和 63 年 1 月分から同年 9 月分までの給料明細を所持しているところ、請求期間当時の A 社の事業主は、当該明細は同社が請求者に対して発行した明細であり、そのうち、同年 4 月分から同年 7 月分までの給料明細において控除している厚生年金保険料は、同年 4 月分から同年 7 月分までの保険料である旨回答していることから、請求者は請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給料明細で確認できる厚生年金保険料控除額から 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は不明としているが、昭和 63 年 4 月 1 日から同年 8 月 21 日までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は昭和 63 年 4 月 1 日から同年 8 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600693 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600263 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月

A社に勤務していた請求期間の賞与の記録がない。入社直後で満額ではなかったが、賞与が支給された記憶があるので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賞与について、賃金台帳等の関連資料を保管していないことから、不明である旨回答しており、請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与について、A社に入社直後であったため、満額ではないが賞与の支給があった旨陳述しているところ、請求者は同社から賞与が振り込まれたとする金融機関の口座情報を記憶しておらず、請求期間に係る賞与の支給を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与明細書を保有していない上、請求者の請求期間当時の住所地を管轄する市役所は、請求者の請求期間に係る課税資料について、保存期限経過のため確認できない旨回答しており、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び賞与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600679 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600265 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 49 年 6 月 26 日から昭和 51 年 3 月 1 日まで

昭和 49 年 6 月 26 日から昭和 51 年 2 月末日まで A 社に季節工として車の部品製造に携わって勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録がない。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録については、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、請求者が請求期間のうち昭和 49 年 6 月 27 日から昭和 50 年 7 月 5 までの期間、B 社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、A 社は平成 10 年 8 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の代表取締役は、既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、A 社の解散時の清算人は、請求期間当時の資料がないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については、不明である旨回答している。

加えて、請求者が同僚照会を希望しないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。